



2024年5月10日

各 位

会 社 名 デリカフーズホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 大 崎 善 保
(コード番号 3392 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理本部長 仲 山 紺 之
(TEL. 03-3858-1037)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」といいます。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）についての改定を決議し、2024年6月28日開催予定の第21回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）の議案として付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 改定の目的等

(1) 譲渡制限付株式報酬制度について

本制度は、対象取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けます。

本制度の導入は2018年6月22日開催の第15回定時株主総会にて決議され、対象取締役に対する株式報酬枠は「年額10百万円以内、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は年8千株以内（2019年8月31日付の株式分割以降は年16千株以内）」と設定されております。

(2) 改定の目的

有能な人材に対して役員昇格後も安心して長く活躍するインセンティブを与えることで企業としての人材活性化を図る観点から、新たな役員報酬制度を導入することとしたものです。具体的には、業績向上に向けた各役員モチベーションを持たせる観点から、現行の株式報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式を支給することといたします。

2. 改定内容について

(1) 株式報酬枠の総額について

今般導入する新制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額20百万円以内といたします。各対象取締役への具体的な支給額については、指名報酬委員会による審議を経て、取締役会において決定いたします。

この結果、既存分と合算した譲渡制限付株式報酬枠の総額は年額30百万円以内となります。また、本制度により当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数については、近時の株価動向等も踏まえ、年50千株以内といたします。

(2) その他の内容について

本制度による当社の普通株式（以下、「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たり、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償

取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件とする点は、現行制度と同様です。また、本株式について、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理されることも、現行制度と同様です。

なお、今般追加導入する新制度においては、対象取締役のほか、当社子会社の取締役に対しても、譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定です（既存分は従業員に対しても支給）。

以 上